

北名古屋市新型インフルエンザ対策行動計画

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザ大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。

また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行を引き起こしており、医療提供機能の低下を始めとした社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1型）が流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている（2003年（平成15年）12月～2005年（平成17年）10月の間で、ヒトの発症者122名、うち死亡者62名）。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このような状況の中、厚生労働省では平成17年11月14日に「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、公表した。この「新型インフルエンザ対策行動計画」には国の行動とともに、都道府県の役割について、国からの要請という形で記載されている。国の「新型インフルエンザ対策行動計画」と「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を基に、新型インフルエンザに対する北名古屋市の行動計画をここに策定する。

2 想定

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」と「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を基に、北名古屋市における流行規模の想定を行った。

また、北名古屋市は、大都市の名古屋市に隣接し、感染の機会となる人との接触度合いが大きいことを常に念頭に置かなければならない。

◎北名古屋市の患者発生人数

【師勝保健所 新型インフルエンザ対策対応マニュアルより】

○医療機関を受診する患者数（人口の25%が罹患すると想定）

《 約2万人 》

○入院患者及び死亡者数

《病原性中等度》 ・入院患者 約 321人 ・死亡者 約 38人

《病原性重度》 ・入院患者 約1,181人 ・死亡者 約 101人

*病原性の重度、中度により異なる。

○中等度の場合での1日当たりの最大入院患者は、流行発生から5週目となっている。更に、重度の場合には、1日当たりの最大入院患者数も増大すると推定される。

また、国全体と比較して地域が限定される北名古屋市では、流行の期間が短くなることも予想され、短期間に入院患者が集中して、最大入院患者数もさらに増大するおそれがある。

【参考】国の想定（厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」から抜粋）

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、今回の新型インフルエンザ対策行動計画を策定するに際しては、「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会」において一つの例として推計された健康被害を踏まえて想定した。

この推計は、米国疾病管理センター（以下、「CDC」という。）により示された推計モデル（FluAid2.0著者Meltzer ら、2000年7月）を用いて、我が国の状況をそのまま当てはめて行ったものである。推計の結果、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）と推計されている。

この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で起こったインフルエンザパンデミックのデータ；アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と、重度の場合について推計した。その上限値はそれぞれ、中等度の場合では、入院患者数は約53万人、死亡者数は約17万人となる。また、重度の場合では、中等度と重度の場合の死亡率から推計すると、入院患者数は約200万人、死亡者数は約64万人と推定される。なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。また、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下での、中等度の場合での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者数は、10万1千人（流行発生から5週目）となっている。さらに、重度の場合には、1日当たりの最大入院患者数も増大すると推定される。

3 組織体制

(1) 北名古屋市新型インフルエンザ対策連絡会

北名古屋市新型インフルエンザ対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）は、フェーズ4でヒトからヒトへの感染の発生があり、国内外において新型インフルエンザが発生した場合又は発生のおそれがある場合に開催する。

ア 対策連絡会の構成

連絡会員	総務部長
	市民健康部長
	福祉部長
	教育部長
事務局	市民健康担当次長
	健康課長

イ 連絡会の所掌事務

- (ア) 新型インフルエンザ情報の収集、伝達に関すること。
- (イ) 対策本部の設置・召集に関すること。
- (ウ) その他新型インフルエンザ対策に関すること。

(2) 北名古屋市新型インフルエンザ対策本部

対策連絡会において対策本部の要請がある場合、本部長は、新型インフルエンザ対策本部の会議（以下「本部会議」という。）を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等について協議し、速やかに指示し、命令する。

ア 対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総務部長
	財務部長
	防災環境部長
	市民健康部長
	福祉部長
	建設部長
	会計管理者
	教育部長
	議会事務局長

事務局	市民健康担当次長
	総務人事担当次長
	健康課長
	総務課長

イ 対策本部の所掌事務

- (ア) 新型インフルエンザ対策行動実施に関すること。
- (イ) 新型インフルエンザ情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 県の対策本部との連携に関すること。
- (カ) 他市町村との連携に関すること。
- (キ) その他新型インフルエンザ対策に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 本部会議

対策本部の所掌事務等の方針を策定又は実施するため、本部長は、必要に応じ、本部会議を開催する。

(3) 北名古屋市新型インフルエンザ対策実施本部

本部会議の指示に従い、新型インフルエンザの予防対策、発生時の危機拡大防止対策等の具体策を協議し、本行動計画の推進を図るため、北名古屋市新型インフルエンザ対策実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

また、実施本部のもとに、各部局実務担当者による対策チームを必要に応じて、設置する。

ア 実施本部構成員

本部長	副市長	各部局の主な対応事項
副本部長	市民健康部長	
	防災環境部長	
	総務部長	
本部員	総務人事担当次長	行政機能の確保(行政窓口・体制)
	企画情報担当次長	情報の収集・周知、広報・啓発、報道機関の対応等
	財政行革担当次長	要員の確保、予算措置・確保
	税務収納担当次長	他部局の応援
	福祉担当次長	要援護者対策、施設の閉鎖、患者搬送・処理体制の確立

	児童担当次長	保育園等の運営、幼稚園への対応
	保育士長	
	建設担当次長	ライフライン機能の確保、駅・車両の衛生管理 中小企業の対応、家畜の衛生管理
	産業下水道担当次長	
	学校教育担当次長	学級閉鎖・休校、施設の閉鎖、給食の安全対策
	学校教育指導次長	
	社会教育担当次長	
	会計管理室長	他部局の応援
	監査委員事務局長	
事務局	市民健康担当次長	情報の収集・周知、各部署との連絡体制の確立 患者発生時の医療機関・自宅等対策指導 感染防止対策の指導徹底
	防災環境担当次長	
	総務人事担当次長	医師会等の機関との連絡・連携・調整等 廃棄物収集、ごみ排出抑制指導

4 新型インフルエンザの発生段階

(1) 発生段階の基準

本行動計画においては、発生状況に応じた対応策を講じる必要があることから新型インフルエンザの発生段階を以下のように設定した。以下の基準を一応の目安とするが、実際の運用について患者の発生状況、病状及び専門家等の意見を踏まえ、その都度決定する必要がある。

前段階(未発生期)	WHO フェーズ 2
-----------	------------

定義
ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。しかしながら、動物において循環している亜型インフルエンザウイルスが、ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
目標
動物においてヒトに感染する可能性が高い亜型インフルエンザが存在するため、ヒトへの感染伝播のリスクを減少させる対策を講じる。また、そのような感染伝播が発生した際には、迅速に検知し、報告する体制を整備する。
北名古屋市の体制
健康課情報収集

第1段階(海外発生期)	WHO フェーズ3
--------------------	------------------

定義
新しいヒト感染（複数も可）が見られるが、ヒトからヒト感染による拡大は見られない、あるいは非常にまれに密接な接触者（例えば家族内）への感染が見られるにとどまる。
目標
ヒトに対する感染が発生しているため、新しい亜型のウイルスの迅速な同定と、追加症例の早期検知、報告、対応を確実に実施する。
北名古屋市の体制
健康課情報収集

第2段階(国内発生早期)	WHO フェーズ4
---------------------	------------------

定義
限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されており、ウイルスがヒトに対して十分に適合していないことが示唆されている。
目標
ワクチン開発を含めた、準備した事前対策を導入する時間を稼ぐため、新型ウイルスを限られた発生地域内に封じ込めを行う。あるいは、拡散を遅らせる。
北名古屋市の体制
(国外で発生した場合) ・健康課情報収集 ・対策連絡会 (国内で発生した場合) ・対策連絡会 ・対策本部 ・実施本部

第3段階(感染拡大期、まん延期)	WHO フェーズ5
-------------------------	------------------

定義
より大きな（一つあるいは複数の）集団（クラスター）が見られるが、ヒトからヒト感染は依然限定的で、ウイルスはヒトへの適合を高めているが、まだ完全に感染伝播力を獲得していない（著しいパンデミックリスクを有していない）と考えられる。
目標
可能であるならパンデミックを回避し、パンデミック対応策を実施する時間を稼ぐため、新型ウイルスの封じ込めを行う。あるいは、拡

散を遅らせるための努力を最大限行う。
北名古屋市の体制
(国内・外で発生した場合) ・ 対策連絡会 ・ 対策本部 ・ 実施本部

第3段階 (まん延期、回復期)	WHO フェーズ6
------------------------	------------------

定義
パンデミック期：一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。
目標
社会機能を維持させるため、パンデミックの影響（被害）を最小限に抑える。小康状態の間に、次の大流行（第2波）に向けて、これまでの対策の評価、見直し等を行う。
北名古屋市の体制
(国内・外で発生した場合) ・ 対策連絡会 ・ 対策本部 ・ 実施本部

第4段階 (小康期)	WHO後パンデミック期
-------------------	--------------------

定義
小康状態：パンデミック期が終わり、次の大流行（第2波）までの期間。
第2波：次の大流行の時期
目標
これまでの実施対策を段階的に縮小させる。 また、これまで実施した対策について評価を行い、行動計画の見直しを行うとともに、次期流行に備えた対策を実施する。
北名古屋市の体制
(国内・外で発生した場合) ・ 対策連絡会 ・ 対策本部 ・ 実施本部

(2) 危機管理体制と主な対応

新型インフルエンザ対策について、北名古屋市は次の組織を中心に危機管理体制をとる。

発生段階		危機管理体制	主な対応
1	前段階 (未発生期)	フェーズ 2～3	健康課 情報収集
2	第1段階 (海外発生期)	海外発生期 フェーズ 4 A・5 A ・6 A	<ul style="list-style-type: none"> ・対策連絡会の開催 ・市民への情報提供 ・国内発生に備えた全庁的な体制と対策の構築 ・新型インフルエンザ相談窓口の設置準備 ・国内発生に備え、医療資器材等の準備
3	第2段階 (国内発生早期)	国内発生期 フェーズ4 B	<ul style="list-style-type: none"> ・対策連絡会の開催 ・対策本部の設置・開催 ・実施本部の設置・開催 ・市民への情報提供等の強化 ・市民に対し予防策の励行を呼びかけ ・流行に備えた準備 ・新型インフルエンザ相談窓口の設置 ・不要不急の不特定多数の集まる活動等について、自粛を要請 ・学校、通所施設等に対して臨時休業等要請
4	第3段階 (感染拡大期)	市内(県内) 発生期 フェーズ5 B	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集会等や不特定多数の活動自粛勧告 ・医療体制の充実
5	第3段階 (まん延期)	大規模流行期 フェーズ6 B	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の増設強化 ・医療体制の充実
6	第4段階 (小康期)	パンデミック期 リカバリ期	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に関する評価

※本行動計画におけるフェーズの表記について：表記を簡略化し、国内非発生の場合には、「A」、国内発生の場合には、「B」とした。

(3) 対策本部、実施本部の主な協議事項

	前段階 (未発生期) フェーズ 3	第1・2段階 (海外発生、 国内発生早期) フェーズ 4	第3段階 (感染拡大期) フェーズ 5	第3段階 (まん延期) フェーズ 6	第4段階 (小康期) リカバリ期
情報の収集周知	・動物由来インフルエンザの発生地域情報収集	・新型インフルエンザ発生地域情報収集	・新型インフルエンザ発生地域情報収集		
広報啓発		・事前準備の奨励 ・予防啓発内容と啓発方法 ・新型インフルエンザ発生に伴う啓発内容と方法 ・受診システムの周知方法	・集団発生予防啓発内容と方法 ・受診システム、受診方法の周知徹底	・パンデミックへの対応方法 ・受診方法、自宅療養方法	・小康期に入ったことへの周知
ライフライン機能の確保		・対象事業、事業者の選定 ・対象事業団体・事業者への協力要請 ・予防体制の確立要請	・同左の強化要請	・体制確保と維持への支援、協力対策	・被害状況等の確認要請
行政機能の確保 (行政窓口・体制)		・対象機能の選定 ・職員啓発、防護対策検討、準備・防護措置職員による対応(以下同様)の強化	・閉鎖又は休止事務事業、必須確保事務事業・機能の選定	・機能確保 ・国、県、自衛隊などへの支援要請	・縮小・中止していた業務再開の検討

事業活動の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、事業者団体への啓発 ・海外出張の注意・事業者自己防衛体制の確保 ・従業員教育の実施要請 ・海外出張の注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左の強化要請 ・時差出勤、操業短縮、臨時休業の検討要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤、操業短縮、臨時休業の実施要請 	
集客・集会施設の閉鎖		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、市民への事前予告 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業、休止の実施の検討、実行の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左の実施指導及び監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や集会の自粛解除
学校休校		<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等の患者情報収集 ・学校施設等の閉鎖検討 ・職員の緊急時対応 ・一斉休校 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の再開等の検討
	<p>前段階 (未発生期)</p> <p>フェーズ 3</p>	<p>第1・2段階 (海外発生、国内発生早期)</p> <p>フェーズ 4</p>	<p>第3段階 (感染拡大期)</p> <p>フェーズ 5</p>	<p>第3段階 (まん延期)</p> <p>フェーズ 6</p>	<p>第4段階 (小康期)</p> <p>リカバリ期</p>
保育園の休園		<ul style="list-style-type: none"> ・園児等の患者情報収集 ・園等の閉鎖検討 ・職員の緊急時対応 ・一斉休園 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・園等の再開等の検討
医療供給体制		<p>医療体制の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群体制の確立 ・受診窓口の確立 ・2、3次救急体制の確保 ・病院群一般入院患者転院対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者臨時収容施設の設置 ・新型インフルエンザ以外の重症患者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ医療体制の解除

予防接種		<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種対策の準備 ・ワクチン接種対象者の選定・周知 ・接種体制確立・接種 ・対象外市民等への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第2波に備える対策
要援護者対策		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 ・対象者リストの作成 ・連絡体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者リストの精査 ・連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者リストの精査 ・連絡体制の確立 ・訪問・支援の実施 	
火葬場遺体安置所		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所・火葬能力の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時遺体安置所の準備・計画 ・近隣の火葬場の運営計画の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時遺体安置所の設置 ・近隣の火葬場の運転強化要請 	

5 発生段階別対策

(1) 前段階（未発生期） 「フェーズ2～3」

基準	危機管理体制
海外で動物由来インフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られる。ヒトからヒトへの感染は基本的にない時期	発生地域情報の収集

【基本的な取組】

- 動物由来インフルエンザの発生地域情報の収集に努める。【市民健康部】

(2) 第1段階（海外発生期） 「フェーズ4A・5A・6A」

基準	危機管理体制
海外で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が確認された時期	対策連絡会

【基本的な取組】

- 海外における新型インフルエンザ患者（疑い患者も含む）の発生動向を把握する。【市民健康部】
- 国内発生に備えた全庁的な対策を具体化する。【各部共通】
- 国内での新型インフルエンザの発生に備え、各種団体等と市との間で予防策等の実施に関する連携を行う。【各部共通】

【体制整備】

- 国内における新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害の発生に備え、対策連絡会を開催し、危機管理体制に備える。【市民健康部】
- 入院治療が必要な患者数の増大により医療機関等の入院患者の収容能力を超えた場合や独居患者等自宅で療養できない患者を治療する場合を想定し、市内公共施設等の受入について検討する。

【市民健康部、総務部、福祉部、教育部】

【情報収集】

- 新型インフルエンザの海外での発生動向、情報収集に努める。【市民健康部】

【情報提供】

- 海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について市民へ周知する。【総務部・市民健康部】

【相談体制】

- 発熱相談窓口の設置に向けて準備する。 【市民健康部】

【医療体制】

- 医療機関・医師会等に対し、市内発生時の協力要請を行う。 【市民健康部】

【予防体制】

- 医療資器材の確保等
市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等の確保及びその活用方法について検討する。 【市民健康部・福祉部・教育部】
- 食料・生活必需品の確保
社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について周知する。 【総務部・防災環境部】

新型インフルエンザ患者の症例定義

※ 症例定義については、厚生労働省が示す基準により随時変更する。

【疑い患者の定義】

- ★ 発熱（38℃以上）
- ★ 咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか一つ以上の二つを満たし、かつ、7日以内に次のいずれかの行為があった場合
 - ☆ 新型インフルエンザ患者（疑い例も含む）との接触
 - ☆ 新型インフルエンザ患者の発生が確認されている地域での滞在

【確定診断の定義】

- 上記の新型インフルエンザ疑いの患者の定義を満たし、かつ次のいずれかの方法によって病原体診断（血清学的診断）がなされたもの
- ☆ 病原体の検出
 - ☆ 病原体の遺伝子の検出

(3) 第2段階（国内発生早期） 「フェーズ4B」

基準	危機管理体制
国内で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が疑われる時期及び確認された時期	対策連絡会 対策本部 【本部長：市長】 実施本部 【本部長：副市長】

【基本的な取組】

- 対策連絡会の開催及び対策本部を設置し、初動対応・感染拡大防止対策等について備える。 【市民健康部】
- 市民に対して、感染防止・拡大阻止のための予防策の励行を呼びかける。 【総務部・市民健康部】
- 発生地域への不要不急の旅行等の自粛、発生地域での不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動の自粛要請を行う。 【各部共通】
- 愛知県内で発生した場合、学校、通所施設等に対する臨時休業等の要請を行う。 【福祉部・教育部】
- 火葬体制維持のために必要な物資の確保を行うため、愛知県と連携を強化する。 【防災環境部】

【体制整備】

- 国内の新型インフルエンザの流行に備え、対策連絡会議及び対策本部、実施本部は会議を開催し、市民の不安解消、社会機能維持のための方策を検討する。 【総務部・市民健康部・防災環境部】

【情報収集】

- 愛知県と連携し、発生情報等の迅速な把握に努め、市内の疑い例の情報収集に取り組む。 【市民健康部】

【情報提供】

- 市民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談窓口についての最新の情報提供を行う。 【総務部・市民健康部】
- 医師会等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染予防策等について情報提供を行う。 【市民健康部】

【相談体制】

- 発熱相談窓口を設置する。 【市民健康部】

【医療体制】

- 愛知県と連携し、医療体制の整備を行う。 【市民健康部】

【予防体制】

- 感染予防とまん延防止対策
 - ・ 市内の保育園、幼稚園、学校等での手洗い、マスクの着用、予防策の周知など標準的予防策、飛沫感染防止等を図る。 【福祉部・教育部】

- ・患者と接触したときに備えて、市内の保育所、幼稚園、学校等に対し、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう周知する。

【福祉部・教育部】

- ・患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を行う。

【市民健康部】

- ・事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい、手洗いを要請する。

【建設部・福祉部】

■ 医療資器材の確保等

市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保する。また、確保した医療資器材等の集積場所を確保する。

【市民健康部・防災環境部】

■ 高齢者等の支援

- ・外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食料や生活必需品の配給支援を検討する。

【福祉部】

- ・高齢者及び障害者の介護支援をボランティア団体に要請を検討する。

【福祉部】

- ・要介護者のリストアップを検討する。

【福祉部】

■ 集会等の自粛

市が主催する催し物等各種行事の自粛について検討する。

【各部共通】

■ 食料・生活必需品の確保

社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について協力要請する。

【総務部】

【愛知県内の感染症指定医療機関と病床数】

◎ 第一種感染症指定医療機関

名 称	所在地	病床数
名古屋第二赤十字病院	名古屋市	2

◎ 第二種感染症指定医療機関（結核病床を除く）

二次医療圏	名 称	所在地	病床数 (内陰圧)
名古屋	名古屋市立東市民病院	名古屋市	10 (10)
海部津島	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	弥富市	6 (2)
尾張東部	公立陶生病院	瀬戸市	6 (2)
尾張西部	愛知県立循環器呼吸器病センター	一宮市	6 (2)
尾張北部	春日井市民病院	春日井市	6 (2)

二次医療圏	名 称	所在地	病床数 (内陰圧)
知多半島	愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	美浜町	6 (6)
西三河北部	愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院	豊田市	6 (2)
西三河南部	愛知県がんセンター愛知病院	岡崎市	6 (2)
東三河北・南部	豊橋市民病院	豊橋市	10 (2)

(4) 第3段階（感染拡大期） 「フェーズ5B」

基 準	危機管理体制
国内で新型インフルエンザの大流行（パンデミック）発生リスクが高まった時期。市内（県内）で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が疑われる時期及び確認された時期	対策連絡会 対策本部 【本部長：市長】 実施本部 【本部長：副市長】

【基本的な取組】

- 対策連絡会議及び対策本部会議を開催する。 【市民健康部】
- 不要不急の大規模集会や不特定多数が集まる活動の自粛要請を行う。 【各部共通】
- 患者と接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等に対する臨時休業等の要請を行う。 【福祉部・教育部】
- 事業所、福祉施設等に対して、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止・受診を勧奨する。 【建設部・福祉部】
- 市民に対して、マスクの着用、うがい、手洗い、外出自粛を勧奨する。 【総務部・市民健康部】

【体制整備】

- 対策連絡会、対策本部は会議を開催し、各部局において関係機関との情報交換を行うとともに、市民の不安解消、社会機能維持のための対策を実施する。 【市民健康部・防災環境部】

【情報収集】

- 愛知県から情報収集を密に行う。 【市民健康部、防災環境部】

【情報提供】

- 市民に対し、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防策、相談・医療体制等について、多様な広報手段を活用して情報提供を行う。 【総務部、市民健康部】

- 事業所、福祉施設等に対して、感染予防策の徹底を要請するとともに、
新型インフルエンザ様症状の認められた者に対する出勤停止、医療機関受
診を促すよう要請する。 【建設部、福祉部】
- 前段階に引き続き、医師会等の関係機関に対し、迅速かつ正確に情報提
供を行う。 【市民健康部】

【相談体制】

- 状況に応じて発熱相談窓口の増設の準備を行う。 【市民健康部】

【医療体制】

- 愛知県と連携し、医療体制の充実を図る。 【市民健康部】
- 新型インフルエンザワクチンの接種体制の確保を要請する。 【市民健康部】

【予防体制】

- 感染予防とまん延防止対策
 - ・患者と接触したときに備えて、市内の保育所、幼稚園、学校等に対し、
まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう周知する。 【福祉部、教育部】
 - ・県内で患者が発生した場合、市内の保育所、幼稚園、学校等に対し、
臨時休業を行うよう要請する。 【福祉部、教育部】
 - ・新型インフルエンザの患者に対して、自宅待機を要請するとともに、
関係団体等の協力を得ながら、待機期間中の必要な支援を行う。 【各部共通】
 - ・患者の発生に際し、県と協力して入院勧告（措置）を行うとともに、
患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要
請、健康管理の実施、有症時の対応を行う。 【市民健康部】
 - ・新型インフルエンザの症状がある場合は、従業員の就業制限、医療機
関での受診を要請（勧告）する。 【建設部、市民健康部】
- 医療資器材の確保等
市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保する。また、確
保した医療資器材等の集積場所を確保する。 【市民健康部・防災環境部】
- 集会等の自粛
 - ・市が主催する催し物等各種行事の自粛について検討する。 【各部共通】
 - ・感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請する。 【各部共通】
- 公共交通機関、ライフラインの確保
 - ・公共交通機関などの事業者に対して、要員を確保するように要請する。 【防災環境部、建設部】

- ・水道事業の要員を確保し、水道の安定供給を行う。【北名古屋水道企業団】
- ・ごみ処理機能（収集作業含む）の維持を図る。

【防災環境部、北名古屋衛生組合】

■ 企業活動の抑制

ライフラインの供給不足の場合、市及びライフライン事業者の広報媒体により、市民、事業者へ使用抑制について協力要請の準備をする。

【総務部、建設部】

■ ごみの排出抑制

通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみ減量化を求める要請を行う。

【防災環境部】

■ 食料・生活必需品の確保

社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について協力要請する。

【福祉部、防災環境部】

■ 高齢者等の支援

- ・外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食料や生活必需品の配給支援を検討する。【福祉部】
- ・高齢者及び障害者の介護支援をボランティア団体に要請する。【福祉部】
- ・要介護者のリストアップを行う。【福祉部】

(5) 第3段階（まん延期） 「フェーズ6 B」

基準	危機管理体制
国内で大流行（パンデミック）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している時期。市内（県内）で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染が拡大している時期	対策連絡会 対策本部 【本部長：市長】 実施本部 【本部長：副市長】

【基本的な取組】

- 対策連絡会議及び対策本部会議を開催する。【市民健康部】
- 大規模集会や不特定多数の集まる活動の自粛を勧告する。【各部共通】
- 学校、通所施設等に対する臨時休業等の要請を行う。【福祉部、教育部】
- 事業所、福祉施設等に対して、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止・受診を勧告する。【建設部】
- 前段階に引き続き、市民に対して、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を勧告する。【総務部、市民健康部】

【体制整備】

- 対策連絡会議及び対策本部、実施本部は会議を開催し、社会機能の低下を回避するため、関係機関に対して積極的に働きかけを行う。

【市民健康部、防災環境部】

【情報収集】

- 新型インフルエンザの発生動向について把握する。 【市民健康部】
- 医療機関から患者報告を求める。 【市民健康部】
- 前段階に引き続き、学校や福祉施設等における患者等の発生状況の報告を求める。 【市民健康部、福祉部、教育部】
- 前段階に引き続き、愛知県から情報収集を密に行う。

【市民健康部、防災環境部】

【情報提供】

- 前段階の市民対応に加え、ホームページ等を活用して、臨時医療施設の情報、食料・生活必需品に関する情報、社会機能の維持に関する情報を提供する。 【総務部、市民健康部、防災環境部】
- 市民に対し、新型インフルエンザに関する正確な情報を提供する。また、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防策、相談・医療体制等について、多様な広報手段を活用して情報提供を行う。 【総務部、市民健康部】
- 前段階に引き続き、医師会等の関係機関に対し、迅速かつ正確に情報提供を行う。 【市民健康部】
- 愛知県に対し、市内での発生について情報提供を行う。 【市民健康部】

【相談体制】

- 状況に応じて発熱相談窓口の増設強化を行う。 【市民健康部】

【医療体制】

- 愛知県と連携し、医療体制の充実を図る。 【市民健康部】

【予防体制】

- 感染予防とまん延防止対策
 - ・ 市内の保育所、幼稚園、学校等の施設の臨時休業について、各設置者等に要請する。 【福祉部、教育部】
 - ・ 新型インフルエンザの患者に対して、自宅待機を要請するとともに、関係団体等の協力を得ながら、待機期間中の必要な支援を行う。

【各部共通】

- ・事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい、手洗いを要請する。 【建設部、福祉部】
- ・ 新型インフルエンザの症状がある場合は、従業員の就業制限、医療機関での受診を要請する。 【建設部、市民健康部】
- 医療資器材の確保等
 - 市内での流行に備え、必要とされる医療資器材等を確保する。また、確保した医療資器材の集積場所を確保する。 【市民健康部、防災環境部】
- 集会等の自粛
 - ・市が主催する催し物等各種行事の自粛について検討する。 【各部共通】
 - ・感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を引き続き、協力要請する。 【各部共通】
- 公共交通機関、ライフラインの確保
 - ・公共交通機関などの事業者に対して、要員を確保するように要請する。 【防災環境部、建設部】
 - ・水道事業の要員を確保し、水道の安定供給を行う。 【北名古屋水道企業団】
 - ・ごみ処理機能（収集業務含む）の維持を図る。 【防災環境部、北名古屋衛生組合】
- 企業活動の抑制
 - ライフラインの供給不足の場合、市及びライフライン事業者の広報媒体により、市民、事業者へ使用抑制について協力要請の準備をする。 【総務部、建設部】
- ごみの排出抑制
 - ・通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみ減量化を求める要請を行う。 【防災環境部】
 - ・ごみの処理状況の調査を行う。 【防災環境部】
- 食料・生活必需品の確保
 - 社会機能の低下に備えて、生活上必要な食料・生活必需品の確保について協力要請する。 【福祉部、防災環境部】
- 高齢者等の支援
 - ・高齢者、乳幼児のいる家庭等に対して、不要不急な外出の自粛を勧告する。 【福祉部】
 - ・外出自粛する高齢者等の食料、生活必需品の調達について、地域住民及び団体に協力要請する。 【福祉部】
 - ・介護事業者に事業維持を要請する。 【福祉部】
 - ・介護事業者の事業維持が困難となった場合でも、要介護者等が引き続きサービスが受けられる体制を構築する。 【福祉部】

- 市民生活の安全・安心
警察署、消防署、防犯協会に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。
【防災環境部】

(6) 第4段階（小康期） 「後パンデミック期」

基準	危機管理体制
国内での患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期	対策連絡会 対策本部 【本部長：市長】 実施本部 【本部長：副市長】

【基本的な取組】

- 大規模集会や不特定多数の集まる活動の自粛の解除の時期を検討する。
【各部共通】
- 学校、通所施設等の再開等を行う時期を検討する。 【福祉部、教育部】
- 事業所、福祉施設等に対して、被害状況等の確認を要請し、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討し、周知する。
【各部共通】
- 市民に対して、引き続き、マスクの着用、うがい、手洗いを奨励する。
【総務部、市民健康部】

【体制整備】

- 対策連絡会及び対策本部は会議を開催し、各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画書、ガイドライン指針、勧告等の見直しを検討する。
【市民健康部、防災環境部】

【情報収集】

- 国内、海外の新型インフルエンザ等について、関係機関等を通じて必要な情報を収集する。
【市民健康部、防災環境部】
- 医療機関から患者の報告を求める。 【市民健康部】
- 学校、福祉施設等における患者等の発生状況の報告を求める。
【市民健康部、福祉部、教育部】
- 前段階に引き続き、愛知県から情報収集を密にする。
【市民健康部、防災環境部】

【情報提供】

- 前段階に引き続き、医師会等の関係機関に対して、迅速かつ正確な情報提供を行う。 【市民健康部】

【相談体制】

- 状況に応じて発熱相談窓口を縮小する。【市民健康部】

【予防体制】

- 感染予防とまん延防止対策
 - ・市内の保育所、幼稚園、学校等の再開について、各設置者等に要請する。【福祉部、教育部】
 - ・事業所、福祉施設等において、引き続き、マスク着用、うがい、手洗いを要請する。【建設部、福祉部】
- 医療資器材の確保等
 - 不足している医療、資機材や医療品を確保する。【市民健康部】
- 企業活動の抑制
 - ・社会機能の維持に関する事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに流行の第2波に備え、事業を継続していくことができるよう要請する。【総務部、建設部】
 - ・一般事業者に対し、縮小、中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。【建設部】
- 食料・生活必需品の確保
 - 流行の第2波に備えて、生活上必要な食料、生活必需品の確保について、協力要請する。【福祉部、防災環境部】
- 高齢者等の支援
 - 高齢者等で引き続き、食料、生活必需品の調達が必要な者に対して、地域住民及び団体に協力要請する。【福祉部】
- 市民生活の安全・安心
 - 警察署、消防署、防犯協会に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。【防災環境部】

6 各部の役割

(1) 各部局共通事項

新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に実施するため、各部が連携をとりながら全庁的な取組みを行う。

各部における業務は、新型インフルエンザ対策各部実施計画に基づき行う。

- 新型インフルエンザの市内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること。
- 新型インフルエンザ対策各部業務の安定的遂行に関するための体制の構築。

- 感染防止策の周知、社会不安とパニック防止のため、市民への適正な情報提供に関する事。
- 関係機関に対する応援の要請及び応援に関する事。
- 関係機関との連絡、調整に関する事。
- 他部応援に関する事。
- 県の対策本部との連携に関する事。
- その他新型インフルエンザ対策本部の決定事項に関する事。

(2) 北名古屋市新型インフルエンザ対策の各部局の主な対応事項

部別	主な対応事項	
総務部	①庁舎の衛生確保・管理 ②市長・副市長への緊急連絡体制 ③市長・副市長等の安全確保 ④職員の健康状態の把握・健康相談・保健指導	⑤職員の健康管理 ⑥国県への要望 ⑦隣接市町連絡連携 ⑧報道機関への対応 ⑨市民への情報提供
財務部	①要員の確保 ②予算の措置・確保	③他の部局への応援
防災環境部	①新型インフルエンザ対策本部の設置 ②関係機関との連携体制の確立 ③情報連絡体制の確保 ④ライフラインの確保 ⑤応急患者収容施設の確保 ⑥廃棄物収集・処理体制の確保 ⑦水質監視体制の強化	⑧ごみ排出量の抑制指導 ⑨関係部局との連絡調整 ⑩きたバスへの対応、乗客等の指導・啓発 ⑪救急活動の衛生管理 ⑫近隣の火葬場の確保等 ⑬北名古屋衛生組合への対応
市民健康部	①新型インフルエンザ対策本部の設置 ②健康相談・保健指導の実施 ③医療情報の提供	④市医師会他関係機関との連絡・連携・調整 ⑤関係部局との連絡調整
福祉部	①社会福祉施設等の管理対策 ②在宅要支援者対策 ③関係機関との連携体制の確立 ④保育所・社会福祉施設等の管理対策	⑤保育士等の健康状態の把握・健康相談・保健指導 ⑥休園体制の確立、保護者への周知 ⑦遺体安置所の確保等 ⑧幼稚園への対応

部別	主な対応事項
建設部	①家さん等の不審死情報の収集と死亡した対処方法 ②家畜の衛生管理 ③関係団体の啓発・指導・協力確保 ④中小企業の事業継続支援 ⑤下水道の衛生管理指導 ⑥下水道の衛生管理 ⑦放流水の消毒対策の強化 ⑧駅・車両等の衛生管理 ⑨北名古屋水道企業団等への対応
教育委員会	①児童生徒・教職員等の健康管理及び家庭の啓発・相談・指導 ②各施設の衛生管理 ③休校体制の確立、保護者への周知 ④児童・生徒の相談窓口の開設 ⑤給食の安全対策 ⑥体育協会等への対応 ⑦高校、大学への対応
議会	①議員への連絡・報告 ②議会の意見集約、対策の立案・決議に関する事務
会計管理室 監査委員事務局	①他部局への応援
各部共通	①職員の啓発・感染防御(家族を含む)指導 ②来庁者・利用者、その他市民への情報提供・啓発・指導 ③外郭団体、関係団体・組織への情報提供、連絡体制と体制作りや対策の指導 ④ライフラインの確保対策 ⑤集客施設の営業自粛・休業指導 ⑥時差出勤・操業短縮・営業自粛・臨時休業等の指導・要請 ⑦市民・事業者・NPO 等への協力要請と連携 ⑧市行政事務・事業の縮小と必須業務窓口の機能・体制確保 ⑨他部局への応援

(3) 用語解説

■ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖タンパクの抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型、A／香港型というのは、この亜型のことをいう。）

■ 鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合又はそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

■ 新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気である。ヒトだけでなく、他の動物もインフルエンザウイルスに感染する。通常、インフルエンザウイルスは、例えばヒトからヒトといった同種の間で感染するものである。

しかし、インフルエンザウイルスの性質が変わる（変異する）ことによって、これまで、ヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスが、ヒトに感染するようになり、そしてさらにヒトからヒトへ感染することになる。この変異したインフルエンザウイルスのことを新型インフルエンザウイルスといい、そのウイルスによって起きるインフルエンザを新型インフルエンザという。

■ パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの世界で広範かつ急速にヒトからヒトへと感染が広がり、世界的に大流行している状態を指す。

■ 症候群サーベイライン

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

■ 感染症の定義及び類型

[一類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。

(例: エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。 (例: 急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[三類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。

(例: コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等)

[四類感染症] : 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。

(例: A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症] : 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。

(例: 麻しん、梅毒等)

[指定感染症] : 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染。

■ 感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第1種感染症指定医療機関

一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第2種感染症指定医療機関

二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

■ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずら等、家畜として飼育されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鳥、アヒル、生地、ダチョウ、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。